

2024年度第1回 市民会議議事録

【議題1】 広報に関する当会の取組みについて

第1 説明協力員による概略説明（当会広報委員会及び当会執行部）

1 当会の活動内容

当会広報委員会より、当会の広報活動について、当会からの情報発信につき、当会のホームページによる情報集約及び発信を主としつつ、他の媒体として、駅構内外の看板、行政施設内の広告、自治体の広報誌、映画内広告等を実施していることの説明がなされた。

また、当会執行部より、当会及び弁護士会にとっての広報の趣旨目的を説明の上、他会での広報の取組みについて紹介しつつ、当会で作成した動画の説明がなされた。

2 当会の取組みにおける課題、問題点など

弁護士会の広報は、弁護士に対する市民のアクセスを拡充するという目的のほか、弁護士会の存在意義や理念を伝えるという重要な目的があるところ、現在、会にて実施している広報について、市民の目線からみて、その目的や内容が伝わっているかどうか、また、より良く伝えるために、どのような広報を実施すべきかどうか、利用できる広報媒体が多様化し、予算の制約がある中で、適切な媒体を選択し、市民が本当に知りたい情報を提供するためにはどうすべきかという課題、問題点があることの説明がなされた。

第2 市民会議委員との意見交換

・市民会議の議題として、弁護士会が繰り返し「広報」を取り上げていることから、弁護士会として、「広報」というテーマを重要視していると認識している。会の「広報活動」について、マーケティング思考を用い、数値目標・達成目標を設定し、中

長期的・継続的に取り組んでいくということを検討してはいかがが【市民会議委員】

➡今後の取り組みに反映させたい【弁護士会】

・広報の媒体について、TverはCMを省略できず、流せるCMを選べるため、YouTubeと比較した場合、弁護士会で実施する若年層向けの媒体としては、優位性があると思われる。紙媒体につき、回覧板も高齢者向けの媒体としては有効だと思われる。

また、LINEのオープンチャットの利用も検討できるのではないかと【市民会議委員】

➡指摘された媒体の利用について、検討させていただきたい【弁護士会】

・弁護士への相談及び依頼について、費用が高いという市民からの印象があり、費用面の不安感を払しょくできる広報を検討すべきではないかと【市民会議委員】

➡弁護士の費用は自由化されており、費用の一般論の説明を超えた内容の広報の実施という点については難しいという面があるが、費用が高いという市民からの印象を払拭できるよう、検討させていただきたい【弁護士会】

・本日紹介された動画等を閲覧したが、記憶に鮮明に残るような内容ではなかった。弁護士会として、予算の制約がある中で、人を感動させるような印象に残るような画像・動画等を制作するという事は、限界があるのではないかと。

当会の広告看板や映画広告も目にふれたことはない。

そもそも、多額の費用をかけてまで、弁護士会が実施すべき内容なのかという疑問もある【市民会議委員】

➡厳しいご指摘であるが、参考にさせていただきたい【弁護士会】

・弁護士会のホームページについて、法律相談と会の活動のPRが混在しているため、ページを分けた方がよいのではないかと【市民会議委員】

➡参考にさせていただきたい【弁護士会】

【議題 2】「選択的夫婦別姓制度に関する取組みについて」

第 1 説明協力員による概略説明（当会人権擁護委員会）

1 はじめに

選択夫婦別姓制度とは、夫婦が望む場合には、夫婦別姓を選ぶことができる制度のことをいう。経団連提言にある通り、通称使用は不利益の完全な解消にならず、解決になっていない。夫婦同氏制度の問題点には、憲法 14 条違反、アイデンティティーの崩壊、憲法 13 条違反、憲法 24 条違反のおそれがある。世界では日本だけの制度であり、同氏であることで夫婦・家族としての一体感が生まれるというのは戦前の家父長制の名残である。

2 日弁連、当会の活動内容

日弁連は、2024年6月14日、「誰もが改姓するかどうかを自ら決定して婚姻できるよう、選択的夫婦別席制度の導入を求める決議」を、当会は、2024年6月12日、「民法750条を改正して選択的夫婦別姓制度を導入することを求める総会決議」を採択した。当会は、人権シンポジウムにおいて、このテーマを扱い、またホームページ上でも市民への啓発活動を行っていく予定である。

3 今後の課題

すでに議論は長く行われているにも関わらず、一部の政治家の反対があり、価値観の対立となってしまう、中々具体的な制度論が進んでいない現状がある。弁護士会としては、市民の方の理解を得ながら、何とか具体的な議論に進んでいくよう、政治家に対し、積極的な働きかけを行う必要がある。

第 2 市民会議委員との意見交換

1 選択的夫婦別姓制度について

- ・本来、国が早くはっきりさせるべきである問題である。【市民会議委員】

・それぞれの姓を名乗りたいために事実婚としたケースを知っている。世論を如何に動かすのかが大事である。横浜市や県議会への働きかけはしているのか【市民会議委員】

➡いずれの議会も選択的夫婦別姓制度を進めるべきとの決議は出ている。【弁護士会】

・自分としては、「姓」に思い入れがなかったが、反対派が一体感を理由にするのは違和感がある。【市民会議員】

➡「姓」はアイデンティティーの重要な要素である。活動上の名前を通称として使用していたとしても、これまでの実績が戸籍上の氏名で認識されなくなってしまうというのは、不利益が多いことだと認識している。【弁護士会】

2 啓発活動について

・今後、弁護士会が積極的に広報していくということが大事なのではないか【市民会議委員】

➡これまでは、判例により司法がブレーキをかけてしまったところもあると認識している。選択的という点で、オプションを用意するだけの話であるため、その点も含めて積極的に啓発していきたい。【弁護士会】

・若い世代は、法制度が決まっているからということで思考停止状態になっている印象である。【市民会議委員】

➡日弁連でも議員への要請を行ったが、そもそも話をきく姿勢を持っていない議員もいたのが印象的であった。今後も引き続き、議員への要請も含めて、様々な活動を行っていく。【弁護士会】

・草の根活動が大事だと思う。【市民会議委員】

➡貴重な意見に感謝する。保守層が選択可とすることすら反対なのは不思議であるため、今度も市民の方に向けて積極的に発信していきたい。【弁護士会】